

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
あ	青塚新町	全域	50	1.1	—	—	中 6.1	中 6.1			
い	池野地区	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準			
		市街化調整区域									
		1 荒田、岩穴、押出、垣ノ内、北平、北高根、御殿屋敷、古山、十三塚、篠平、高洞、滝ヶ洞、寺洞、樋ノ口、西山、二ノ谷、八曾、百廻り、古新田、洞奥、藪ヶ洞、破岩、斧研、与三ヶ洞、芳ヶ洞									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 14	純 21	—	—			
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中 24	中 31	純 8.5	純 8.5			
		2 牛岩、大門、仲屋敷、東桑原	40	1.1	中 26	中 28	中 13	中 13			
		3 裏山、富士山	40	1.1	中 61	中 44	中 12	中 12			
		4 井ノ元、北洞、郷中、高根、野中、白山洞、南高根	40	1.1	中 29	中 28	中 4.3	中 4.3			
		5 上記以外の地域									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 11	純 19	—	—			
(2) 上記以外の地域	40	1.1	中 17	中 27	中 7.9	中 7.9					
う	池野安楽寺1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 11	純 18	—	—			
		上記以外の地域	40	1.1	中 18	中 27	中 6.2	中 6.2			
か	犬山	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準			
		市街化調整区域	50	1.1	中 23	中 31	中 2.3	中 2.3			
か	今井	農業振興地域内の農用地区域		—	純 12	純 22	—	—			
		上記以外の地域	40	1.1	中 18	中 27	中 7.4	中 7.4			
う	今井1～8丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 10	純 19	—	—			
		上記以外の地域	40	1.1	中 16	中 23	中 14	中 14			
う	梅坪1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 18	純 24	—	—			
		上記以外の地域	50	1.1	中 18	中 29	—	—			
か	楽田地区	市街化区域									
		1 路線価地域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準			
		2 上記を除く犬山高根洞工業団地	50	1.1	—	—	—	—			

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田地区	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 犬山南ニュータウン、つつじヶ丘団地、二ノ宮団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		2 北大門、北洞、高根洞、堂屋敷、蓮池、洞田、宮山、向山								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—純	12純	16	—	—		
		（2）上記以外の地域	50	1.1	中	30中	40中	19中	19	
		3 倉曾洞	50	1.1	中	39中	37中	26中	26	
		4 上記以外の地域								
		（1）農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	25	—	—		
		（2）上記以外の地域	50	1.1	中	30中	38中	4.6中	4.6	
		楽田青塚1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	5.2中	5.2
		楽田安師	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	5.2中	5.2
		楽田一色浦	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	5.2中	5.2
		楽田今村	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	4.6中	4.6
		楽田内久保1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	6.3中	6.3
		楽田打越1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—	
	上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	6.4中	6.4		
楽田大橋1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	25	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	8.2中	8.2		
楽田勝部前1丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	4.6中	4.6		
楽田上沼1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	25	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	29中	38中	7.2中	7.2		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田小針	農業振興地域内の農用地区域	%	一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	6.1中	6.1		
	楽田地蔵池	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	5.2中	5.2		
	楽田大円1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	24	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	5.2中	5.2		
	楽田鶴池	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	5.2中	5.2		
	楽田天神1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	5.1中	5.1		
	楽田長塚西	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		
	楽田長塚東	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		
	楽田西浦1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		
	楽田西野1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	8.4中	8.4		
	楽田巾1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	5.2中	5.2		
	楽田原西	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		
	楽田原東	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		
	楽田東追分	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		
	楽田三ツ塚	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	38中	4.6中	4.6		



市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
と	塔野地	1 農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	28中	40中	6.2中	6.2	
	塔野地北1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	18中	24中	3.5中	3.5	
	塔野地杉1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	37中	3.5中	3.5	
	塔野地西1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外の地域	50	1.1	中	18中	29中	3.5中	3.5	
	富岡	市街化区域		—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	19中	39中	3.3中	3.3	
富岡東1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
	上記以外の地域	50	1.1	中	18中	29中	3.5中	3.5		
富岡南1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
	上記以外の地域	50	1.1	中	18中	29中	3.5中	3.5		
は	羽黒	市街化区域		—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
		市街化調整区域								
	1 (犬山) 日の出団地、椿台団地	50	1.1	—	—	—	—	—		
	2 烏茸、根比敷、根比敷取茸片平	50	1.1	中	47中	29中	17中	18		
	3 上記を除く新郷瀬川下流に向かって右側の地域									
	(1) 農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
	(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	3.1中	3.1		
	4 上記以外の地域									
	(1) 農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
	(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	28中	38中	2.6中	2.6		
羽黒朝日1～6丁目	農業振興地域内の農用地区域		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
	上記以外の地域	50	1.1	中	28中	38中	3.2中	3.2		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
は	羽黒稲葉西1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域	%	一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	34中	2.9中	2.9		
	羽黒稲葉東	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	34中	2.9中	2.9		
	羽黒起	農業振興地域内の農用地区域		一純	20純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	29中	34中	2.6中	2.6		
	羽黒恩田島	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	34中	3.5中	3.5		
	羽黒菊川	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	38中	3.5中	3.5		
	羽黒栄1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	34中	3.2中	3.2		
	羽黒桜海道1丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	34中	3.2中	3.2		
	羽黒新赤坂	農業振興地域内の農用地区域		一純	18純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1中	18中	29中	3.5中	3.5		
	羽黒新田	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域								
		1 (新田) 星和苑、椿台団地、南椿台団地	50	1.1	—	—	—	—		
		2 主要地方道春日井各務原線沿い、市道犬山公園小牧線沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	22純	27	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1中	32中	40中	2.6中	2.6		
		3 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		一純	23純	27	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1中	32中	40中	2.6中	2.6		
		羽黒新外山	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1中	28中	34中	3.2中	3.2		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
は	羽黒摺墨	農業振興地域内の農用地区域	%	一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	34中	2.9中	2.9		
	羽黒惣境	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	34中	3.5中	3.5		
	羽黒高橋 1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	38中	3.5中	3.5		
	羽黒堂前	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	34中	2.9中	2.9		
	羽黒成海西	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	38中	3.5中	3.5		
	羽黒成海南	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	38中	3.5中	3.5		
	羽黒鉾添 1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	34中	3.2中	3.2		
	羽黒安戸西 1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	34中	3.2中	3.2		
	羽黒安戸南 1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	18純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	18中	29中	3.5中	3.5		
	羽黒余町	農業振興地域内の農用地区域		一純	19純	25	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	28中	34中	2.9中	2.9		
	橋爪	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域	50	1.1	—	—	—	—		
	橋爪東 1～6丁目	農業振興地域内の農用地区域		一純	18純	24	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1 中	18中	29中	3.5中	3.5		
ま	前原	犬山前原団地（前原台 1～6丁目）	50	1.1	—	—	—	—		
		犬山日の出団地、犬山前原苑	50	1.1	—	—	—	—		
		西沢、西町、東野畔、東町、南中根 1 農業振興地域内の農用地区域		一純	37純	35	—	—		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
ま	前原	2 上記以外の地域	50	1.1	中	37中	42中	3.6中	3.6		
		橋爪山	50	1.1	中	39中	30中	7.1中	7.1		
		上記以外の地域									
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純	26純	35	—	—		
	前原1・2丁目	2 上記以外の地域	50	1.1	中	26中	42中	7.1中	7.1		
		農業振興地域内の農用地区域		—	純	24純	31	—	—		
	前原味鹿1・2丁目	上記以外の地域	50	1.1	中	24中	37中	3.5中	3.5		
		農業振興地域内の農用地区域		—	純	18純	25	—	—		
	前原西1～5丁目	上記以外の地域	50	1.1	中	18中	29中	3.5中	3.5		
		農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	24	—	—		
	前原南1～4丁目	上記以外の地域	50	1.1	中	18中	29中	3.5中	3.5		
		農業振興地域内の農用地区域		—	純	18純	25	—	—		
も	もえぎヶ丘1～3丁目	全域	50	1.1	—	—	中	7.1中	7.1		
	桃山台1・2丁目	全域	50	1.1	—	—	中	3.8中	3.8		
	上記以外	全域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準			